

議案第百十三号

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十八年十一月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成十一年港区条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表一廃棄物処理手数料の部手数料の欄中「三十六円五十銭」を「四十円」に、「六十九円」を「七十六円」に、「二千五百円」を「二千八百円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「新条例」とい

う。）別表一廃棄物処理手数料の部三の項の規定（ただし書に係る部分に限る。）は、平成二十九年十月一日以後に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る手数料について適用し、同日前に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第五十三条の規定により交付された有料ごみ処理券は、平成二十九年十月一日以後一月の間は、区長が収集し、及び運搬する廃棄物に添付するもの限り、なお使用することができ。この場合において、当該有料ごみ処理券を使用した事業者については、同日以後においても、新条例別表一廃棄物処理手数料の部の規定による廃棄物処理手数料の納付があつたものとみなす。

（説明）

廃棄物処理手数料を改定するため、本案を提出いたします。